

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 子どもの生活と福祉の歴史(5)

社会事業的幼稚園

松本園子

幼稚園と保育所

日本の保育の制度は、児童福祉法による保育所と学校教育法による幼稚園の二本立てである。同じ年齢の幼児の保育を家庭環境等によって分けるのは不合理、不平等であるという批判を受けながらも、幼保併存は

続いている。

しかし、最近、夕方までの預かり保育を行う幼稚園が増えており、さきに成立した児童福祉法改正で保育所の入所システムの自由化がすすみ、この面で幼稚園への接近があるなど、実態的に幼保の内容が重なり、保育制度の在り方が再び問われる時期にきて

いる。

今回は、戦前存在した社会事業的性格をもつ幼稚園の問題をとりあげ、保育所と幼稚園の関係について改めて考えてみたい。

幼稚園令がしめしたもの

幼保の二本立てをはつきりと制度化したのは戦後の児童福祉法と学校教育法の成立であるが、明治初年から内務省（後に厚生省がわかれ）管轄の託児所などと呼ばれた社会事業的保育施設と、文部省管轄の学校系統の「幼稚園」という保育施設の二つのタイプがあつた。

前者は戦後「保育所」として制度化されるまでは国の規定もなく、必要と状況に応じて、目的も内容も形態も様々なものが各地で行われていた。これに対し、後者は、まず中央に国立の幼稚園がつくられ、それをモデルに各地に設置されるという官主導で発展し

利用階層は富裕層に偏っていた。

しかし、フレーベルがドイツで創始したキンダーガルテンの意図は、富裕層の早期教育ではなく、一般民衆の児童の発達の保障にあつた。我が国においても、真に幼稚園を必要とするのは貧しい家庭環境、地域環境におかれた民衆の子どもたちであるという主張があり、そのような幼稚園も実際に存在した。また、大正十五年に制定された「幼稚園令」にはその主張が反映され、幼稚園が保育所的、あるいは社会事業的性格をもつことを時代の要請としておおいに勧めている。

幼稚園令は入園年齢について従来どおり三歳から就学までと規定しつつ、但し書きで特別の事情がある場合は三歳未満の児童の入園も可としており（六条）、その背景が「幼稚園令及び幼稚園令施行規則制定の要旨並びに施行上の注意事項」（文部省訓令第九号）で次のように説明されている。

……父母共に労働に從事し子女に對して家庭教育す

を行ふこと困難なる者の多数居住せる地域にありては幼稚園の必要殊に痛切なるものあり。今後幼

稚園はこの如き方面に普及発達せんことを期せざるべからず。随つてその保育の時間の如きは早期より夕刻に及ぶも亦可なりと認む。又幼稚園に入

園せしむべき幼児の年齢に就きては従来の規定と同じく三歳より尋常小学校就学の始期に達するまでを原則とするも特別の事情ある場合に於ては三歳未満の幼児をも入園せしめ得ることとせり。之を外国の実例に徴するに幼稚園に孤児預所を附設するもの少なからず為に特別の事情ある家庭に対するもの少なからずが、東京における保育所や幼稚園の状況を調べるなかで、東京には少なからぬ「社会事業的幼稚園」があつたのに気づいた。それは幼稚園令以前にもあつたが、幼稚園令により力を得て設立、認可されたものがやはり多い。

ここで私が「社会事業的幼稚園」と呼ぶのは認可を受けた幼稚園のうち、内容が社会事業的であり、かつ社会事業として公的に認められているものである。内容が社会事業的であるというのは①保育時間が長く父母の労働を援ける機能を備えている、②保育時間は一般幼稚園並であるが、貧困層の幼児の保育を目的としたもの、③保育料が低額であるなど、貧困、勤労層の利

社会事業的幼稚園とは

幼稚園令の規定にもかかわらず、その後も幼保二元の大勢はかわらず、幼稚園令の構想は理念倒れに終わつたようだ。

しかし、戦前期の東京における保育所や幼稚園の状況を調べるなかで、東京には少なからぬ「社会事業的幼稚園」があつたのに気づいた。それは幼稚園令以前にもあつたが、幼稚園令により力を得て設立、認可されたものがやはり多い。

表 東京府下の社会事業的幼稚園

名称（所在地）	沿革・幼稚園認可
1 三田幼稚園（芝区三田四国町）	大正4.10認可
2 有隣園幼稚園（淀橋区柏木）	明治44.8開設、大正4.11認可
3 三崎愛の園幼稚園（神田区三崎町）	大正6.3認可
4 和田堀隣保館幼稚園 （杉並区方南町）	大正14.5東京府社会事業協会和田堀隣保館保育部開設、昭和2.10認可
5 尾久隣保館幼稚園（荒川区尾久町）	大正14.7東京府社会事業協会尾久隣保館保育部開設、昭和2.12認可
6 大島隣保館幼稚園（城東区大島町）	大正14.5東京府社会事業協会大島隣保館保育部開設、昭和3.4認可
7 宮代幼稚園	昭和3.4認可
8 福田会亀戸幼稚園（城東区亀戸町）	大正6.10福田会保育園開設、昭和4.2認可
9 愛清館幼稚園（城東区亀戸町）	大正11.9保育園として事業開始、昭和5.9認可
10 菊川幼稚園（本所区柳原町）	大正13.本所ベタニヤホーム幼児託児所開設、昭和6.2認可
11 東京幼稚園（大塚坂下町）	大正14.5恩瓜生会幼稚部設立、昭和7認可
12 マハヤナ幼稚園（豊島区西巣鴨）	昭和6.4開園、6.6認可
13 愛恵学園幼稚園 （南足立郡西新井本木）	昭和6.9メソジスト派の隣保事業として開園、6.8認可
14 亀有幼稚園（南葛飾郡亀有町）	昭和5.9本田カネにより設立、昭和7.7認可
15 猿江善隣館幼稚園（深川区住吉町）	昭和5.4猿江善隣館の隣保館事業として開設昭和7.8認可
16 子どもの家幼稚園	昭和6.4内鮮婦人会創立、保育部設置昭和9.3認可
17 共励館吾嬬幼稚園（向島区吾嬬西）	昭和12.3認可
18 梅田上宮館幼稚園（足立区梅田町）	昭和13.1認可
19 コドモの園幼稚園 （世田谷区上馬町）	昭和14.7東京育成園コドモの園幼稚部開設、昭和15.9認可

用を考慮していること、等によつて判断する。社会事業として公的に認められていることの目安は、社会事業法（昭和十三年）の適用施設であること、東京府や市の社会事業施設名簿類に掲載されること、社会事業関係の補助金を受けていること等、である。

このような基準でリストアップしてみると東京には表に示した約二〇か所の社会事業的幼稚園が存在した。

東京都公文書館には、戦前期東京府下の私立学校認可関係書類の分厚い綴りが保存されており、このなか

に、幼稚園の認可時の文書が綴じ込まれている。これによつて、それぞれの社会事業的幼稚園の設立、認可の際の興味深い状況を知ることができるが、ここではその一部について述べてみよう。

幼稚園設立認可願

大正四年九月二八日に申請、十月二一日認可された三田幼稚園の認可願書は次のようなものであった。

三田幼稚園

明治、大正期に設立され、幼稚園令以前に小学校令

による幼稚園の認可を受けたいくつかの社会事業的幼稚園がある。よく知られているのが明治三三年に野口幽香、斎藤峰によつて設立された「二葉幼稚園」であるが、この園は大正五年に幼稚園認可を返上し「二葉保育園」と名称変更し、その後は完全に内務省傘下の社会事業としての道を歩む。しかし社会事業的幼稚園として存続し続けたものもあり、これらは幼稚園令以降は同令により設置されたものとみなされた。表中の1～3がそれで、このうち「三田幼稚園」について紹介してみよう。

本会は此度幼児の社会的保護に關する無料幼稚園を東京市芝区三田四国町三十二番地に 開始致し 度候間御認可相成度別紙相添此段御願申上候也

大正四年九月廿八日

東京市芝区三田四国町五番地四号

児童少年愛護会

東京府知事法学博士井上友一殿
右代表者 同所在 有泉義理作

名称、位置、目的、其他

一 名称 本会設立の子供預り所は 三田幼稚園

と称す

一 位置 東京市芝区三田四国町三十二番地

一 目的 三歳より小学校に入学迄の子供を預り

父兄に代り（遊戯談話手技唱歌等に依

り）保育す

以下略

一 当所の定員は約五十名と為し保育料は徴収せ

ず但し菓子代として一日二銭以内を納めしむ

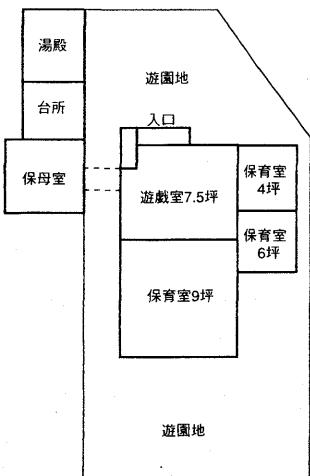
る事あるべし

一 開園の予定期日は拾月中旬とす

設立者の有泉は慶應義塾大学学生監督で、大正二年四月、自宅を開放して附近幼児のために「子供の家」として開設した。これは自宅の隣家の空家を購入して

一 保育時間は朝食後より夕食前迄となし来園及
帰園は父兄及園児の随意とす

図1 三田幼稚園



園舎に充てた。「目下幼稚園トシテ何等ノ設備ヲモ施

シ居ラズ」(東京府視学による調査結果の復命書)と
いう状態であったが、この民家を改造して園舎として
利用した(図1)。創立のために購入する物品の予算
表も添えられているが、オルガン壱台壱百円、幼児椅
子五十個七拾五円、恩物五十組壱百円等、計四百九十
七円が予定されており、これらが「幼稚園」として認
可されるための必要備品であつたのであろう。

保育時間、保育料などの内容からみて典型的な社会事
業的幼稚園であり、このような内容でも、幼稚園とし
て認可されていることは興味深い。目的にある「無料
幼稚園」という用語から、米国における幼稚園運動
(フリー・キンダーガルテン)の影響がうかがえる。

東京府社会事業協会隣保館幼稚園

表の4、11の各幼稚園は、幼稚園令以前に社会事業
的保育施設として開設され、幼稚園令により幼稚園の
(保母の資格取得、待遇等)をも考えて幼稚園令の認

認可も受けたものである。

幼稚園令についての社会事業界の受け止め方は複雑
であり、必ずしも歓迎するものではなかつたが、幼稚
園令を活用し、社会事業としての役割を果たしつつ、
保育内容の一層の充実をはかるとする立場もあつ
た。東京府社会事業協会の岡弘毅はその旗頭であり、
協会が経営する隣保館のうち和田堀、尾久、大島の三
館の保育部門が幼稚園としての認可を受けた。

昭和十五、十六年に実施された「本邦保育施設に
する調査」(社会事業研究所・愛育研究所)には幼稚
園令と社会事業法の両者にかかる保育施設の事例と
して、「尾久隣保館幼稚園」がとりあげられている。
幼稚園と託児所は内容的に変わるべきものではない、
むしろ保母、設備などに就いては幼稚園程度に整い、
そして対象には貧窮なる家庭をとる施設であるべき
だ、との考え方から、また一方では幼稚園令による便宜

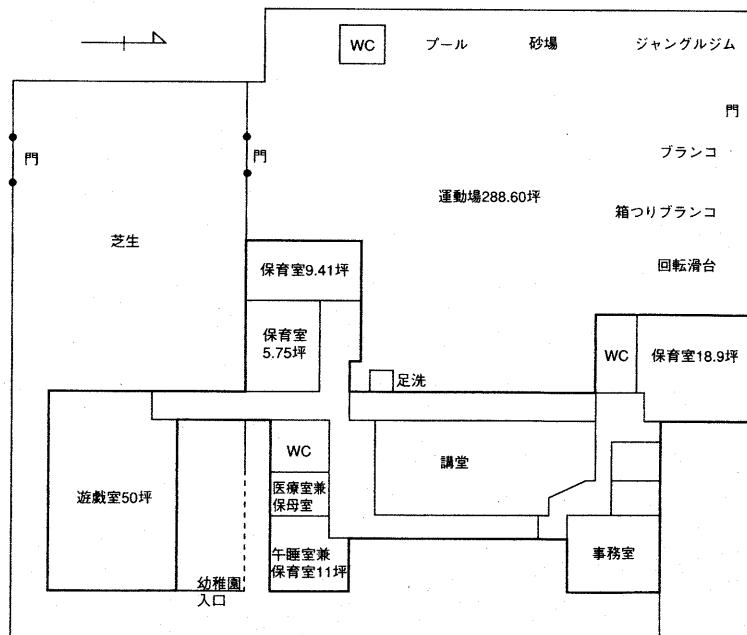
可を受けた、という館長の説明が紹介されている。

猿江善隣館幼稚園

幼稚園令以後設立された社会事業的保育施設で、設立と同時または数年以内に幼稚園認可を受けたものが表の12～19である。

昭和五年に竣工した同潤会猿江アパート構内に様々な地域福祉を行う「猿江善隣館」が開設され、児童図書館等の事業を開始した。猿江善隣館幼稚園はこの保育部が昭和七年六月十六日幼稚園としての認可を申請し、八月二三日に認可されたものである(図2)。園の規則の中で「目的及年限」には「本園は満三歳以上尋常小学校に就学する迄の幼児を保育し其の心身を健全に発達せしめ善良なる習慣を得しめ以て家庭教育を補ふと共にそ

図2 猿江善隣館幼稚園



の保護者に対する附近施設と協力して家庭生活を援助し向上せしむるを以て目的とす」とある。保育時間は

概ね午前八時より午後四時迄、一般幼稚園と同様に夏休み等もあつたが、「保護者家庭の事情に依り必要あり

と認むるときは前項休日中と雖も収容保育する」とあ

る。保育所そのものの内容で幼稚園としての認可を受けたものである。

*

安田村の八か所が挙げられている。

なにやら断片的な紹介しかできなかつたが、戦前期の幼稚園の多様性に注目していただければ幸いである。

(淑徳短期大学)

参考資料

松本園子「戦前期の社会事業的幼稚園」(淑徳短期大学研究紀要三五号、一九九六)

東京以外の地域には「社会事業的幼稚園」はどのく

らいあつたのであろうか。詳しいことは解らないが、

先にみた「本邦保育施設に関する調査」には、幼稚園

令、社会事業法の両者にかかる保育施設として青森

柳町保育園(青森市)、岩崎幼稚園(秋田県岩崎町)、

南区幼稚園(名古屋市)、笠松幼稚園(岐阜県笠松

町)、汎愛幼稚園(大阪市)、市民幼稚園(山口市)、

甲子幼稚園(徳島県富岡町)、安田村保育所(香川県